

知っていますか？
医療費控除について



1年間で支払った医療費に応じて
税金の一部が還付されます



医療法人社団 一心会
MEDICAL CORPORATION ISSHINKAI

医療費控除とは？

1年間に10万円以上の医療費を支払った場合に、納めた税金の一部が還付されます。

医療費控除とは、自分や家族の病気・怪我などにより医療費を支払った場合は、確定申告を行うことで一定の金額の所得控除をうけることができる制度です。その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費の総額が、ご家族で年間合計10万円を超える場合（または確定申告される方の総所得金額の5%を超える場合）、医療費控除を受けることができます。※医療費控除の対象上限金額は1年間200万円までです。

STEP 1 医療費控除の対象条件を確認

- ✓ 医科および歯科受診の保険治療費・保険外治療費および、交通費が対象となります。
- ✓ インプラント治療・セラミック治療・矯正治療などの自費診療だけでなく、保険診療も控除の対象となります。
- ✓ 歯ブラシや歯磨き粉などの物品購入費は対象になりません。
- ✓ 矯正治療に関しては、審美を目的とした成人矯正は対象ではありませんが、小児の矯正治療は対象です。

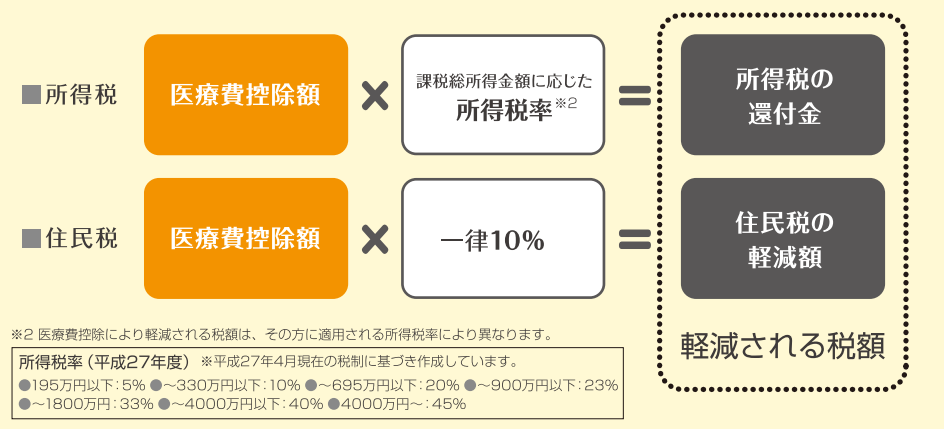
支払った医療費が医療費控除の対象になるかどうか、詳しくは最寄りの税務署で確認して下さい。

STEP 2 医療費控除額の計算



※1 保険金などで補填される金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などからの支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金などです。なお、保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

医療費控除額で軽減される税額は？



STEP 3 医療費控除の申告方法

医療費控除を利用するには、確定申告が必要です。

(確定申告の申告書に必要事項を記入し、最寄りの税務署へ提出します)

確定申告は、毎年2月中旬~3月下旬に行われます。(還付申告は1月からできます)

申告書は国税庁のホームページ、または税務署、市区町村窓口でお受け取りできます。

◎必要なもの

源泉徴収票 (原本) ※給与所得者の場合	医療費の領収書 (原本) ※保険者からくる医療費のお知らせではありません	医療費控除の対象となる費用の領収書 ※交通費は領収書がなくてもOK (料金や経路を記録しておきましょう)	保険金などで補填されている金額がわかるもの
医療費控除の内訳書	印鑑 (認印でも大丈夫です)	通帳 (確定申告をされる方の名義のもの)	確定申告用紙

POINT 医療費控除ここがポイント

- 医療費控除は最長5年前までさかのぼって受けることができます！
- 医療費に関する領収書は大切に保管しておきましょう！
- 交通費の記録も忘れずに！！
- 家族の中で一番所得の多い人が申告した方が還付金が高くなります！
- 治療は同じ年に家族でかかるのがお得です！

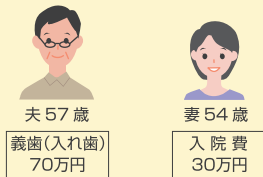
軽減される税額の早見表 課税所得金額別(医療費控除前)

課税総所得金額	1年間で支払った医療費の総額(保険金などで補填される金額がない場合)		
	30万円	100万円	200万円
150万円	30,900円	135,900円	225,000円
300万円	40,000円	180,000円	337,500円
500万円	60,000円	270,000円	550,000円
800万円	66,000円	297,000円	601,500円
1,000万円	86,000円	387,000円	727,000円
2,000万円	100,000円	450,000円	950,000円

※この表の「軽減される税額」は、所得控除が基礎控除(38万円)のみ受けているものとして計算しています。

では実際、医療費控除額でどのくらい医療費負担が少なくなるのでしょうか？

Aさん家族（課税総所得金額600万円） 医療費100万円の場合



(医療費 100 万円－入院給付金 4 万円)－(10 万円)

医療費控除額
86万円

× 所得税率
33%

= 28万3千円 (住民税含む)
軽減される税額

実際の患者さんの負担額は

100万円 医療費
－ 28万3千円 軽減される税額
= 71万7千円 負担額

Bさん家族（課税総所得金額800万円） 医療費200万円の場合



(医療費 200 万円－補てん金 0 万円)－(10 万円)

医療費控除額
190万円

× 所得税率
33%

= 62万7千円 (住民税含む)
軽減される税額

実際の患者さんの負担額は

200万円 医療費
－ 62万7千円 軽減される税額
= 137万3千円 負担額

Q.1 小学生の子どもが歯列矯正をしました。医療費控除を受けられますか？

A：不正咬合の歯列矯正は、発育段階にある子どもの成長を阻害しないようにするために行う治療なので、控除の対象となります。しかし、同じ歯列矯正でも審美を目的としたものは、対象になりません。

Q.2 歯科医院でホワイトニングをしました。医療費控除の対象ですか？

A：審美を目的としたものは、対象になりません。

Q.3 むし歯の治療ではないのですが、定期的クリーニング(PMTC)を受けています。医療費控除の対象になりますか？

A：PMTCは医療費控除の対象になります。

Q.4 歯周病と診断され、家庭用口腔洗浄器を購入しました。医療費控除を受けられますか？

A：電動ハブラシや口腔洗浄器は、受けられません。

Q.5 金属床義歯をつくりました。医療費控除の対象になりますか？

A：ポーセレンや金を使用した金属冠、義歯の装着は一般的な治療ですから、対象になります。

Q.6 インプラントの治療を受けました。医療費控除を受けられますか？

A：受けられます。また、レーザーでの治療も対象になります。

Q.7 子どもが小さいため、保護者同伴で通院しています。本人以外の交通費も対象になりますか？

A：保護者が同伴しなければ通院できないような場合は、保護者の交通費も対象になります。但し、通院費として認められるのは、公共の交通機関(タクシーを含む)を利用した場合です。自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車料金等は、対象になりません。